

企業法研究

産業競争力強化政策としての会社法改正への一考察

—組織再編分野における経済産業省先導型立法チャネルの出現—

一橋大学大学院国際企業戦略研究科 登 淳一郎

1. はじめに

会社法が施行された 2006 年 5 月に、経済産業省（以下「経産省」とする。）はウェブサイト(注 1)を通じて経済産業政策局・産業組織課から「会社法の現代化について」を公表した。その中で「産業政策から見た新会社法のポイント」という PDF 資料が公開されたが、2 枚目のスライド「1. 新会社法の意義 (2) 創業・再編のための規制緩和を一般化」において「○創業や再編のための規制緩和（括弧内略）の有効性は、新事業創出促進法、産業活力再生法で実証済み。」「○会社法は、これらの特例を吸収し、一般化。」と説明している。また、同じスライドでは「03 年 産業活力再生法の改正」という項目の下に「・簡易組織再編の要件拡大：【実績：30 件】（06 年 3 月時点）」や「・合併対価の柔軟化：【実績：24 件】（06 年 3 月時点）」と記述し、産業活力再生特別措置法（以下「産活法」とする。なお、産活法の内容を概ね承継する産業競争力強化法（2014 年 1 月 20 日施行）の附則 4 条によって産活法は廃止された。）等の産業立法における特例措置を認定実績に基づいて会社法に本則化した、とする経産省の意向が表れる。

これは、産活法や新事業創出促進法といった産業立法でまず商法と異なるルールを試し、「うまくいくようだったらそのルールを商法本体のルールとする」という経産省先導型ルート(注 2)が、法制審議会の審議の前段階に存在したことを示唆する。

以下では、従来の法制審中心の立法形成プロセスを「法制審集約型立法チャネル」(注 3)と呼び、1997 年以降の組織再編法制に影響を与えた立法形成プロセスを「経産省先導型立法チャネル」と呼ぶこととする。

この点、産活法等の特例措置を会社法に本則化するにあたって具体的にどのように実績と運用の検証がなされたのか明らかではない(注 4)、との指摘がある。確かに、会社法改正史（本稿末尾の表 3 に年表を示す）における法務省民事局サイドや法制審の立法議論の先行研究は一定程度見当たるが、経産省が産業競争力強化政策として会社法制に影響を及ぼした政策形成経緯の検証が余り見当たらない。そこで経産省サイドから見た会社法改正史という位置付けで検討をしていく。

2. 経産省先導型立法チャネルの背景

(1) 規制緩和における会社法観の変容

1911年商法改正にて法律取調委員会が「目下実際に不便を感じる点だけを修正し、また実業社会や裁判実務と現行法の規定とが適合しない点だけに限定する」との方針を策定し、その後も維持されたため「問題を起こしていない制度は変えるべきではない」(注5)という謙抑的姿勢で会社法制を捉え、1990年代まで改正頻度は少なかった。この背景として私人間の利益調整をする会社法は無色透明で技術的な法であり、価値中立的であるというイデオロギーが支配的であったことにあり「(会社法改正にあたって)政策論を出発点にすると、論理的な体系化ができなくなる」(注6)という見方につながりやすい。

これに対して2000年前後から、会社法制を「我が国企業の活動を律する中心的な法律として、我が国の経済活動の極めて重要なインフラの一部」(注7)と捉える見方が、経産省・産業構造審議会中心に提出されるようになった。この点、神田秀樹(2000)は「会社法は、伝統的には、関係者間の権利義務関係を規定する基本的な私法の一つであることに役割があった。しかし、パラダイムは変わった。現在では、会社法は、国の経済政策の一つの重要な制度的インフラとして、そのあり方が議論されている」(注8)と説明する。このビジネス・インフラとしての会社法制整備というパラダイムの転換が起こったことにより、経産省が産業競争力強化政策の一環として組織再編を中心とした会社法改正の政策提起をなす環境が整った、と考えられる。

(2) 会社法制における政策形成主体としての経産省(旧通産省)の登場

さて、経産省自身が政策課題として商法改正に関する問題に取り組むようになった経緯はどのようなものだったのか。もともと会社法自体の所管は法務省にあって経産省のもとにはない(注9)。加えて、1974年から始まり2000年まで続く、根本改正年間までは法制審が中心にそのあり方を議論していたにも関わらず、それまで手付かずだった組織再編分野とはいえ、なぜ経産省が政策課題として取り組むようになったのか。この問いに答えるものとして、ここでは商法上の組織再編法制の特別立法にあたる産活法が制定された経緯を検討していく。

1973年の第一次オイルショックに発した構造不況期において、過剰設備を処理して業界全体の構造改善を図る必要が、石油・石炭製品・鉄鋼等の業界にあった(注10)。そこで通産省内では、1977年9月に構造不況対策本部とともに、「産業組織政策」を直接に担当する原課として産業政策局の総務付きで産業組織政策室が設置された。

そこで検討された不況対策立案の中心は、主務大臣が法の定める特定不況業種について事業継続が困難と認める場合に当該業種に属する事業者に一律に設備処理の共同行為を指示しうる指示カルテルだった。そして、公正取引委員会(以下「公取委」とする。)の反対意見を踏まえ、公取委の同意を得ることを条件とした指示カルテルを内容として、1978年

5月に特定不況産業安定臨時措置法（以下「特安法」とする。）は可決成立した。

また、1979年の第二次オイルショックに対する構造不況対策として、1983年5月に制定された特定産業構造改善臨時措置法（以下「産構法」とする。）においては、事前及び事後に公取委と十分に意見交換をした上で特定産業の業界再編を認める事業提携という制度を導入している。

以上から、特定産業に対する個別限定的な救済措置である産業政策ではあったものの、1970年代後半には通産省内の政策議論のテーマとして「産業組織政策」という総称のもと、主に競争規制を緩和する方向で組織再編法制のあり方が検討されていたことが分かる。

以上の通りに特定産業に対する救済措置の意味合いしか持たなかった通産省の産業組織政策が、一般政策として様変わりしていった主な要因は主に円高による経済環境の変化にある。すなわち、プラザ合意が招いた円高ドル安の長期化によって組立加工メーカーが海外現地生産に移転し、石炭・アルミニウム・鉄鋼等の産業で賃金コストが相対的に重く押し掛かり、新たな経済対策が必要になった。しかし当時は同時に貿易黒字の局面で、構造不況業種への救済措置がアメリカから見ると衰退産業を温存するものと見え、不公正な保護立法をとっているとの批判につながった。そこで1986年に、国際協調型経済に沿う形での産業構造の転換を進めるべきだとの政府の「前川レポート」や産構審の「21世紀産業社会の基本構想」が公表された中で、産業政策局が産業構造転換円滑化臨時措置法（以下「構造転換円滑化法」とする。）案をまとめ、同法案は1987年3月に可決成立した。

構造転換円滑化法は、特定業種を指定して業界全体に対する指示カルテルを行うという特安法・産構法の救済措置ではなく、特定設備を有している事業者が自らの意思で事業適応計画を作成して、主務大臣の承認を受ける、という枠組みに変えた点が特徴的である。

つまり、以前は特定産業に対する救済措置に過ぎなかった通産省の産業組織政策が、1980年代後半には全産業に関わる一般的な産業競争力強化政策に広がった。

バブル崩壊後の時代を背景に規制緩和の流れにあった1999年3月、通産省主導で産業競争力会議が国家行政組織法8条に基づく諮問機関として設置された。この産業競争力会議では毎回冒頭において産業政策局長が政府側説明をする機会があり、テーマや議題は産業政策局側で準備していたことが推測され、その後の産業競争力強化の政策形成に大きな影響を与えたものと考えられる。

特に1999年4月に開催された第2回会合では、株式交換・株式移転制度の導入を盛り込んだ商法改正案の早期成立等、組織再編を容易にするための制度改革を求める声が相次いだ。他方、同年5月に経団連も「わが国産業の競争力強化に向けた第1次提言」を発表した。この中では、前後で商法に本則化された株式交換・株式移転・会社分割に加え、分社化法制として現物出資・財産引受・事後設立における検査役調査制度廃止や債務の一括移転、ストック・オプションの対象を子会社役員・使用人に広げること、90%の支配権取得を

前提にしたキャッシュアウト・マージャーといった、その後 2003 年の産活法改正を待つて法制化される内容にわたって広く要望事項として盛り込まれていた。この経団連提言の内容は、1999 年 5 月の産業競争力会議第 3 回会合にて経団連会長から説明された。

これらを受けて 6 月に、政府は「緊急雇用対策及び競争力強化対策について」を公表したが、その中では上記の経団連提言で挙げた組織再編行為に加え、(DES 活用や EBO・MBO 促進を念頭にした) 無議決権株式の発行限度枠の拡大や簡易営業譲受といった内容まで言及しており、1999 年と 2003 年の産活法改正で盛り込まれた商法特例措置の下地はこの時、既に現れていたといえよう。

通産省では以後 7 月初旬までの間に産活法案の条文化作業が行われ、法案は閣議決定・国会提出、8 月に可決成立の後に公布され、10 月から全面的に施行された。

この産活法において、初めて商法特例措置が盛り込まれた。すなわち、検査役調査の特例、営業の全部譲受けに関する特例、ストック・オプションの対象拡充、無議決権株式発行枠の拡大である。ここにおいて、ついに経産省の産業競争力強化政策は、会社法上の組織再編法制のあり方に関して産業立法という形で関与することになり、法務省所管の商法という法インフラの上流に位置することとなったわけである。

3. 経産省先導型立法チャネルの実像

(1) 経産省先導型立法チャネルの萌芽としての私的研究会の意見集約・政策提言

1997 年 6 月成立の商法改正において合併手続の簡素化が実現したが、この内容は主に報告総会の廃止(2005 年法 87 による改正前商法 414 条ノ 2、408 条ノ 2 第 2 項)、債権者保護手続の簡素化(2005 年法 87 による改正前商法 412 条 1 項但書、同条 2 項・100 条 3 項但書)、簡易合併手続の導入(2005 年法 87 による改正前商法 413 条ノ 3 第 1 項)から成り立っていた。

バブル景気が崩壊した平成年間に入ると規制緩和が進み、組織再編法制は急激に変化を求められていく。まず、1993 年 11 月に通産省・産構審基本問題小委員会が発表した中間提言において「政府の取り組むべき課題」として「会社分割規定の整備」とともに「合併手続の簡素化」が提示された。これに対して経済界も、経団連が 1995 年 10 月発表の「日本産業の中期展望と今後の課題」で要望事項として「合併手続の簡素化」を取り上げ、また翌 1996 年 4 月には「合併法制の改正に関する意見」として具体的意見を公表した。こうして、1996 年 3 月の閣議決定で改定された「規制緩和計画」にも合併手続の簡素化が加わる中、通産省内では産業組織課を事務局とする「商法研究会」が立ち上がり、具体的に会社分割制度とともに合併手続の簡素化も検討されることになる。なお、通産省内での 1996 年度組織改正で、産活法立案取り纏めの任にあった産業組織政策室は格上げとなって産業組織課と改組となった。

1994 年 7 月、産業組織課が(財)日本総合研究所にアンケートを委託し、学界及び産業界の

有識者から商法研究会が構成され、一年間 14 回にわたる検討を行った結果、1996 年 7 月に「企業分割を巡る課題についての研究報告」とともに「商法合併制度のあり方についての研究報告」が取り纏められ、発表された(注 11)。

まず、「企業関連法規改正ニーズに関する調査」と名付けられたアンケートは、東証 1 部上場企業の全業種全社を対象に 1994 年 9 月に郵送による発送及び回収方法で実施され、回収率 20.3%・有効回答率は 20.0%だった。ここで得られたアンケート結果及び法務省民事局による検討状況等を踏まえ、商法研究会では現行合併規定に関する論点整理と改正の方向について検討がなされた、とされる。その内容としては合併手続から合併に関わる計算や資本関係、違った種類の合併、税制など商法以外の問題まで多岐にわたって取り上げているが、本稿では合併手続の簡素化の、簡易合併手続の導入に関する部分に絞って商法研究会での検討状況を記述する。

簡易合併手続の導入については、アンケート結果においても回答企業の 82.8%が賛成しており、簡易要件については「親子会社間の合併(2003 年改正の産活法及び 2006 年成立の会社法で現れる略式合併のことを意味する。)(92.6%)」、「消滅会社の新株総数が存続会社の発行株式数の 20 分の 1 (5%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 50 分の 1 (2%) を超えない」(61.9%) が挙がっていた。

他方、商法研究会では「今日、大規模公開会社の株主は、会社経営については取締役会にこれを任せ、監査役をその日常的監査に当たらせる一方、自らは将来の株価と配当の多寡を主たる関心事としている。こうした株主は、発行済株式総数に占める自らの地位については 20 分の 1 (5%) という厳しい要件を 10 分の 1 (10%) 程度まで緩めても支障はない」と踏み込んだ意見も出た。その結果、アンケート結果以上に規制緩和を進める方向となり、「新株発行の場合に検査役の選任が不要となる要件である 10 分の 1 (2005 年法 87 による改正前商法 280 条ノ 8 第 1 項) と均衡上、消滅会社の株式に交付する株数が存続会社の発行済株式総数の 10 分の 1 (10%) 以内なら存続会社の株式総数を省略してよい」「ただし、反対株主の買取請求権を認めない場合には 20 分の 1 (5%) でもやむを得ない」と結論付けられた。

ただ、1997 年 6 月の商法改正では、消滅会社の新株総数が存続会社の発行株式数の 20 分の 1 (5%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 50 分の 1 (2%) を超えないというアンケート結果における第二位の内容にまで後退した。

なお、簡易合併の要件緩和はその後も進み、2003 年の改正産活法 12 条ノ 7 第 1 項の読替え規定によって、主務大臣認定の事業者は、消滅会社の新株総数が存続会社の発行株式数の 5 分の 1 (20%) を超えず、かつ消滅会社の株主への支払額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産額の 10 分の 1 (10%) を超えない、とされた。さらに会社法では、消滅会社等の株主等に対して交付される株式その他の対価の額が存続会社等の純資産額に

対する割合が5分の1(20%)を超えない場合(定款で5分の1の割合を下回る割合を定めた場合はその割合を超えない場合)、と緩和された要件は本則化されている。

この点を考えると、1996年当時の商法研究会の検討結果は産活法における特例措置によって試行が行われた後、さらに規制緩和が進んだ形で本則化されていた、と評価しうるものと思われる。

以上、合併手続の簡素化に関する商法研究会の報告内容を検討して来たが、経済界へのアンケート結果をもとに議論の対象を設定し、必要であればアンケート結果以上の規制緩和を進めようとする商法研究会の積極的な姿が浮かび上がってくる。結論の一部は1997年改正商法にそのまま反映しなかったが、その後の産活法での試行的な特例措置を通じて会社法に概ね本則化された点で、合併法制における規制緩和の法改正の流れを作ったのは、この商法研究会の報告にあったと考えられる。

その後、持株会社解禁における二度(1994年11月、1996年8月)にわたる企業法制研究会や、その商法上の受け皿としての株式交換制度創設における第二次商法研究会(1997年7月)においても同様に政策形成をするプロセスがとられていった。

(2) 商法・会社法本則化ツール

としての産活法の存在

次に産活法上の特例措置がその後いかに本則化されていたか、その対応関係について検討する。表1は、商法又は会社法上の特例措置が産活法において立法化された経緯を示す。

これに対して、表2(注13)は経産省が発表する産活法の過去認定実績の統計結果である。これを見ると登録免許税等の軽減利用が主な目的だったわけだが、現物

出資等の検査役調査の特例を中心にある程度のニーズがあったことが窺える。そこで以下、検査役調査の特例と2002年改正商法での本則化の関係を検討する。

当時の商法上、原則として現物出資等により分社化等を行う際には裁判所が選任する検査役の調査を必要としたが、従来から検査役の選任・調査にかかる費用や時間が不確定である点に批判が集中していた。この点、2003年改正前の産活法8条では、会社の実状等を熟知する弁護士・公認会計士又は監査法人の調査により、裁判所選任の検査役調査に替え

[表1] 産活法における商法又は会社法特例措置の一覧(注12)

導入年	産活法上の商法又は会社法特例措置
1999	ストック・オプションの特例 [2001年本則化] 無議決権株式の発行枠の拡大 [2001年本則化] 現物出資等の検査役調査の特例(設立時・設立後・事後設立) [2002年本則化] 簡易営業譲受け [2000年本則化]
2003	現物出資等の検査役調査の免除(設立時・設立後・事後設立) [2005年本則化] 合併対価の柔軟化 [2005年本則化] 中間配当にかかる現物配当 [2005年本則化] 社債権者に対する債権者異議の特例 [2005年本則化] 増減資同時実行時の総会決議の特例 [2005年本則化] 自己株式処分時の準備金の積立制度 [2005年本則化] 準備金の減少額の制限特例 [2005年本則化] 簡易組織再編の要件緩和 [2005年本則化] 略式組織再編における対象会社での総会決議省略 株式併合の総会決議の特例
2011	自社株対価 TOB 促進のための有利発行・検査役調査の特例 完全子会社化の円滑化のための全部取得条項付種類株式の特例

るものを認める特例措置が定められた。

この点、株式交換制度及び会社分割制度が導入される以前の商法上の組織再編には現物出資が欠かせなかったため、通産省は検討初期から検査役制度の是正について問題意識を持っていたと考えられる。まず、1996年に第一次商法研究会が発表した「企業分割を巡る課題についての研究報告」においても分社化手続の問題点として検査役調査を挙げ、さらに1998年に第二次商法研究会が発表した「持株会社をめぐる商法上の諸問題—株式交換制度の創設に向けて—」の出発点が現物出資構成を避けることにあり、常に商法研究会で議論の俎上に載ってきたテーマといえる。

このように分社化等を実施するのに支障となった検査役調査制度だったためか、1999年の改正前産活法で認められた商法特例措置の中で比較的認定実績もあって実務上のニーズが高かったことが窺われる。2000年10月の経団連発表の「商法改正への提言」でも「早期に成立を求める事項」5項目の一つとして、先ほどのストック・オプション制度の整備とともに検査役調査制度の見直しが挙がる。以上の2003年改正前産活法の商法特例措置の中でも、最も経済界の要請の高いテーマだったと考えられ、通産省による政策形成がなされて本則化につながった経産省先導型立法チャンネルの好例と思われる。

なお、2003年改正産活法のもとにおいては現物出資等の検査役調査の全面的省略を認める特例措置が設けられた。表2の統計を見ると、2003年4月1日から2013年12月17日までの産活法の認定実績全407件中、検査役調査の利用は64件（15.7%）で、これは登録免許税軽減（342件、84.0%）に次いで多い実績だった。やはり一定の認定実績が認められ、経済界からのニーズの高さが推察される。会社法では事後設立のみ検査役調査が廃止されるに至ったため、現在の産業競争力強化法第29条・第30条においても設立時や株式募集時の検査役調査省略の特例措置条項は残存している。従来の産活法において会社法特例措置として提示された政策課題がほぼその後本則化されてきた中で、検査役調査制度の特例は最後に残された課題であるといえよう。

〔表2〕2003年4月～2013年12月産活法認定実績

※2013年12月17日現在認定実績に基づく総計(407件)		(件)	(%)
税法	資産評価損の損金算入	45	11.1
	事業革新設備の特別償却 (資源生産性革新設備等の特別償却含む)	22	5.4
	登録免許税	342	84.0
	欠損金の繰越等	1	0.2
	共同現物出資	0	0
	不動産取得税	34	8.4
金融	日本政策投資銀行	35	8.6
	中小3金融機関	3	0.7
	中小企業基盤整備機構	23	5.7
	信用保証協会	1	0.2
	長期資金調達支援	1	0.2
商法会社法	検査役の調査	64	15.7
	簡易組織再編	36	8.8
	子会社株の配当	0	0
	合併等対価の柔軟化	32	7.9
	分割時の催告	0	0
資本等の減少(株式併合)	13	3.2	
民法	事業譲渡の催告	8	2.0
物流関係法の特例		0	0

(3) 産活法における商法特例措置としての簡易組織再編の有効性

ところで、本稿冒頭で経産省は「創業や再編のための規制緩和(括弧内略)の有効性は、新事業創出促進法、産業活力再生法で実証済み。」と説明していた。ただ、何をもって特例措置の有効性が特別立法によって実証されたかは明らかではない。産活法における事業者の認定実績があった、ゼロ件ではなかったことは確かである。しかし、特例措置が特別立法化された時点から会社法に本則化されるまでの期間における認定実績のうち、産活法上の特例措置を利用しなければ成立しなかったであろう M&A 取引はどのような特徴があったのか。この点、簡易組織再編の特例措置の中で、旧商法の原則が適用されては当該 M&A 取引は成立しないが、産活法の特例措置を受けることで当該 M&A 取引が成立する、というケースを以下検討する。

対象制度	旧商法の要件	2003年改正当時の産活法の緩和要件	特例措置が有効である範囲
株式交換	以下2つの要件を満たす場合に、 完全親会社 側の株主総会の承認手続きを省略できる。[旧商法358条1項] (完全子会社側には簡易手続きはなく総会の承認手続きが必要)		
	①株式交換に際して発行する新株の総数が発行済み株式総数の1/20【5%】以下であること。 ②完全子会社の株主に支払う交付金が、完全親会社の最終貸借対照表の純資産額の1/50【2%】以下であること。	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の4第1項] ⇒1/10【10%】に緩和。 [産活法12条の4第1項]	5%～20% 2%～10%
新設分割	分割会社が設立会社へ承継する財産の帳簿価額の合計が、分割会社の最終の貸借対照表の資産の部の合計額の1/20【5%】を超えない場合、 分割会社 での株主総会の承認が不要となる。[旧商法374条/6]	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の5第1項]	5%～20%
吸収分割(1)	分割会社が承継会社へ承継する財産の帳簿価額の合計が、分割会社の最終の貸借対照表の資産の部の合計額の1/20【5%】を超えない場合、 分割会社 での株主総会の承認が不要となる。[旧商法374条/22]	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の6第1項]	5%～20%
吸収分割(2)	以下2つの要件を満たす場合に、 承継会社 での株主総会の承認手続きを省略できる。[旧商法374条/23第1項]		
	①承継会社が分割に際して発行する株式の総数が、承継会社の発行済み株式総数の1/20【5%】以下であること。 ②分割交付金の額が承継会社の最終貸借対照表の純資産額の1/50【2%】を超えない場合であること。	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の6第5項] ⇒1/10【10%】に緩和。 [産活法12条の6第5項]	5%～20% 2%～10%
合併	以下2つの要件を満たす場合に、 存続会社 での株主総会の承認手続きを省略できる。[旧商法413条/23第1項]		
	①存続会社が合併に際して発行する新株の総数が、存続会社の発行済み株式総数の1/20【5%】以下であること。 ②消滅会社の株主に支払う合併交付金の額が、存続会社の最終貸借対照表の純資産額の1/50【2%】を超えない場合であること。	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の7第1項] ⇒1/10【10%】に緩和。 [産活法12条の7第1項]	5%～20% 2%～10%
営業譲受け	譲渡会社が譲渡会社に支払う対価が、譲受会社の最終の貸借対照表の純資産の合計額の1/20【5%】を超えない場合、 譲受会社 での株主総会の承認が不要となる。[旧商法245条/5]	⇒1/5【20%】に緩和。 [産活法12条の2第1項]	5%～20%
営業譲渡	譲渡会社における簡易手続の規定は無い。	譲渡会社の譲受会社への譲渡財産の帳簿価額の合計が、譲渡会社の最終の貸借対照表の資産の部の合計額の1/5【20%】を超えない場合、譲渡会社での株主総会の承認が不要となる。 [産活法12条の3第1項]	※産活法の創設規定なので対象外

まず前頁の上表は、簡易組織再編の対象となる制度ごとに、その要件を旧商法の原則と産活法の緩和要件を対照し、右端に旧商法が適用されると簡易組織再編が成立しないが産活法の特例措置を受けて要件が緩和されると簡易組織再編が成立する、という意味で、商法特例措置が効果を発揮する範囲を示したものである。つまり、認定実績例の基礎事情としてこの特例措置の要件の範囲に入る事例が特例措置を利用しないと成立しなかったであろう M&A 取引を意味するともう考えられる。

そこで、対象期間における産活法の認定実績のうち、利用された特例措置に(略式組織再編の特例と簡易組織再編の特例の両方が含まれた概念である)「簡易組織再編」が含まれると経産省が整理した事業再構築計画(全省庁ベース)の実績を抽出したのが下表である。

認定日付	認定事業者	計画の概要	M&A取引 種別	組織再編の 種別	対象制度	基礎事情	必須の有無
2003.5.30	⑤住友金属工業(株)	和歌山製鉄所の子会社化等	グループ内	簡易	新設分割	6,734M¥/1517,846M¥ =0.44%	必須でない
2003.9.1	三井鉱山(株)、三井鉱山 コークス(株)、三井鉱山物 流(株)	産業再生機構による支援決定を受け て、債権放棄、減資、DESを含む増 資、合併	グループ内	略式	吸収合併		
2003.9.10	④(株)フジカラーサービス、フ ジカラー販売(株)	合併、完全子会社化によるグループ内 再編	グループ内	簡易	株式交換	不明	不明
2003.12.1	⑥東洋通信機(株)	分社型分割及び株式譲渡	グループ外	簡易	新設分割	6.67%/14.29%	必須
2003.12.2	②(株)キッツ	新設分割によるグループ内再編等	グループ内	簡易	新設分割	7.90%	必須
2003.12.2	①協和醗酵工業(株)	吸収、新設分割によるグループ内再編	グループ内	簡易	吸収分割	20.00%以下 /20.00%以下	必須
2004.1.22	コダックジャパンデジタル プロダクトディベロップメン ト(株)、チノン(株)	TOB、株式交換及び合併による完全 子会社化	グループ内	不明	株式交換	不明	不明
2004.4.19	(株)金門製作所	産業再生機構による支援決定を受け て、合併、債権放棄、減資、DESを含 む増資	グループ内	略式	合併		
2004.11.12	昭和薬品化工(株)、カ ロナール(株)	ジャフコ系ファンド子会社のカロナール (株)による昭和薬品化工に対するTOB	グループ外	不明	不明	不明	不明
2004.12.1	⑥三井化学(株)	新設分割による合併会社の設立	グループ外	簡易	新設分割	20.00%以下	必須
2004.12.16	大新東(株)	DESを含む増資、吸収分割	グループ内	略式	吸収分割		
2005.1.28	⑦川崎重工業(株)	吸収分割によるグループ内再編	グループ内	簡易	吸収分割	20.00%以下	必須
2005.2.2	三井物産非鉄販売(株)、佐 渡島金属(株)	増資、株式交換による完全子会社化	グループ内	略式	株式交換	76.17%	
2005.2.25	立山黒部貫光(株)	TOBによる立山開発鉄道(株)の株式取 得、合併	グループ内	不明	不明	不明	不明
2005.5.9	(株)ダイエー	産業再生機構による支援決定を受け て、債権放棄、減資、DESを含む増 資、株式交換	グループ内	略式	株式交換		
2005.6.10	(株)フジテレビジョン、(株) ニッポン放送	株式交換等による完全子会社化	グループ内	略式	株式交換		
2005.11.9	⑧(株)クレディセゾン、ユー シーカード(株)	合併	グループ外	簡易	合併	10.00%以下	必須
2005.12.16	アルフレッサホールディ ングス(株)、明祥(株)	株式交換、増資	グループ外	不明	株式交換	不明	不明
2005.12.19	(株)カイジョーソニック、沿 岸海洋調査(株)	吸収分割	グループ内	略式	吸収分割	88.50%	
2005.12.22	(株)グリーンハウスフーズ、 (株)グリーンハウス	TOB、株式交換によるMBO	グループ内	不明	株式交換	不明	不明
2006.1.31	日本精工(株)、(株)天辻鋼球 製作所	株式交換による完全子会社化	グループ外	略式	株式交換	66.70%	
2006.2.23	(株)バンダイナムコホール ディングス、(株)バンダイ、 (株)ナムコ	吸収分割、新設分割、子会社との株式 交換	グループ内	略式	株式交換		
2006.4.14	カネボウ(株)、他5社	営業譲渡	グループ内	略式	営業譲渡	82.95%	
2006.6.29	麒麟麦酒(株)	子会社との株式交換、会社分割による 持株会社化	グループ内	略式	株式交換		
2007.1.26	いすゞエステート(株)	株式譲渡、増資、会社分割、合併によ る販社の再編	グループ内	略式	営業譲渡		

この中で略式組織再編の特例措置を利用したと推測できる実績をグレーアウトし、種別が不明なものを除くと簡易組織再編の特例を利用したと推測できる実績は 8 例であり、順に①～⑧と番号付けた上で以下分析する。

この点、産活法の特例措置を利用しなかったら成立しなかったであろう M&A 取引だったかを判断する基準は、(1) 事例①・③・④・⑥の 4 例が新設分割なので「承継財産の帳簿価額/分割会社の B/S の資産額」が 5%から 20%に入っているか、(2) 事例⑤・⑦の 2 例が吸収分割なので「承継財産の帳簿価額/分割会社の B/S の資産額」が 5%から 20%に入っているか（尚、承継会社の株主総会の承認決議省略に利用した例はなかった）、(3) 事例②が

株主交換なので「承継会社の発行新株数／発行済み株式総数」が5%から20%入って且つ「株主交付金額／親会社純資産額」が2%から10%入っているか、(4)事例⑧が合併なので「存続会社の発行新株数／発行済み株式総数」が5%から20%入って且つ「合併交付金額／親会社純資産額」が2%から10%入っているか、をそれぞれ用いることになる。

まず(1)の新設分割事例だが、事例①は分割対象の資産の帳簿価額そのものを基礎づける公表資料が見つからず、承継会社設立時の資本金6,734百万円から推測してこの数値を分子にして計算すると表中の基礎事情記載の通り、0.44%となるため、有効な範囲に入っていない。したがって、当該M&A取引において簡易組織再編に関する特例措置は必須ではなかったと考えられる。

事例③・④は公表資料の中で、「承継する財産の額は東洋通信機㈱(=分割会社)の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の約1/15(6.67%)」で承継会社が「承継する財産の額は東洋通信機㈱の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の約1/7(14.29%)である」(事例③)、「※新設会社に承継する資産の額は分割会社の平成15年3月期末における貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の7.9%である」(事例④)と明記があり、ともに有効範囲にあるから、当該M&A取引において簡易組織再編に関する特例措置は必須だったと考えられる。

これに対し、事例⑥の記載は「※三井化学㈱から新設会社に承継する財産の額は、三井化学㈱の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の1/5(20%)以下であるため、法12条の5の要件を満たす」との記述から5%以下か5%超であるかは不明である。

また、(2)の吸収分割事例の⑤・⑦も、「※協和油化株式会社が承継する財産の額は協和発酵工業株式会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の1/5(20%)以下である」「※新たに設立する協和発酵フーズ株式会社が承継する財産の額は協和発酵工業株式会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の1/5(20%)以下となる予定である」(ともに事例⑤)、「※川重プラント株式会社が承継する財産の額は川崎重工業株式会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の1/5(20%)以下であるため、法12条の6の要件を満たす」(事例⑦)との記述から5%以下か5%超であるかは不明である。

さらに、(4)の合併事例の⑧も「※合併に際して、ユーシーカード㈱の株主に対して金銭を交付する。なお、当該対価は合併会社の最終の貸借対照表の資本の部に計上した額の合計額の1/10(10%)以下であるため、第12条の7の要件を満たす」とのことである。これらの記載からは2%以下か2%超であるかは不明である。

つまり、事例⑤から⑧の4件は全て有効範囲内か否かが不明であった。ただ、いずれの事例の分割会社又は合併会社も上場企業であり、多くの一般株主を抱えたであろう上場企業において株主総会の承認決議を省略する必要性が高かったことが推測され、この点も加味するなら、事例⑤から⑧の4件の特例措置も当該M&A取引を成立させるために必須だったと推察される。

なお、(3)の株式交換事例の②については公表資料中に判断材料として必要な記載がなく、

簡易株式交換が当該 M&A 取引に対して必須かどうかは不明である。

以上から、公表資料から産活法上の特例措置が当該 M&A 取引に必須なものだったと明確に判定できたものが事例③・④の 2 例、その他の事情から必須だったと推測しうるのが事例⑤から⑧の 4 例で、反対に必須ではなかったと推測されるのが事例①だった。すなわち、この結果からは簡易組織再編の特例措置の定量的有効性は一義的には分からなかった。ただ、分社化目的に簡易組織再編の特例措置は一定程度利用されたとはいえるであろう。

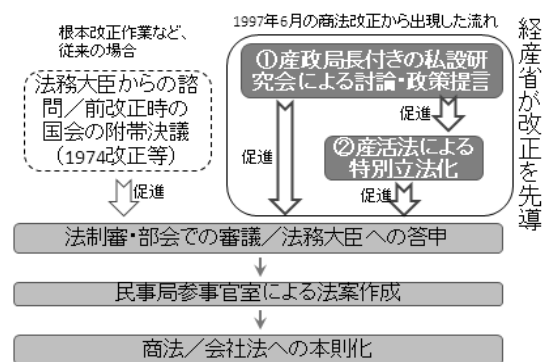
なお、2003 年 10 月に経団連が「会社法改正への提言—企業の国際競争力の確保，企業・株主等の選択の尊重—」を公表したが、合併等の対価の柔軟化、簡易組織再編要件の緩和・略式組織再編の許容、検査役調査制度の見直し、子会社による親会社株式取得を提言していた。最後の子会社による親会社株式取得を除く 3 テーマとも、表 2 における産活法上の認定実績の比較的に高い項目と合致し、これらの制度のニーズの高さも窺われる。

以上から、産活法が実際に経済界等から集約した政策を立法化して本則化につなげるツールとして使われていたことが推察される。

ここまでの検討によって、図 1 のような経産省先導型立法チャネルの存在が浮かび上がってきた。すなわち第 1 に、通産省内では産業政策局長の私的研究会が政策集約の場として設定され、経済界等からの意見を集約してメンバーの中で議論した後、政策提言を公表する。合併手続の簡素化のようにそのまま法制審の俎上に上がっていくケースもあった。

また第 2 に、産業競争力強化政策としての可否や経済界のニーズを検証するためにも産活法等の特例措置で特別立法化する。その認定実績を説得材料として活用しながら、さらに法制審の議論を促し、組織再編法制分野を中心に商法又は会社法に本則化させていくものである。2006 年の会社法制定までに、概ね以上のような経産省先導型立法チャネルが現れた。

【図 1】 経産省先導型立法チャネルのモデル



(3) 完全子会社化の手法としての略式組織再編及びキャッシュアウト

会社法施行後、経産省先導型立法チャネルがどのように機能したのか。ここでは完全子会社化法制を取り上げる。

特別支配関係にある会社間で組織再編行為を行う場合において、被支配会社における株主総会の決議を要しないとする略式組織再編について、第一次商法研究会は 1996 年 7 月に発表した「商法合併制度のあり方についての研究報告」において言及したが、当時は簡易合併制度の一類型として捉えられた。これは企業が完全子会社化を円滑化に進めるために

求められた制度である。

経団連も、2000年10月に発表した「商法改正への提言」の「確実に実現すべき具体的事項」において株式の強制買取りとキャッシュアウト・マージャーの導入を挙げ、完全子会社化を円滑化する組織再編法制を要望しており、その後の会社法制の現代化における2003年10月の「会社法改正への提言」でも簡易組織再編要件の緩和と並んで「略式組織再編（支配関係のある会社間）の許容」を求めている。

この中で、2003年4月に改正された産活法では認定事業者へ略式組織再編行為を認め、続く2006年の会社法制定ではさらに本則化された。この点、会社法上は被支配会社での株主総会特別決議の省略が認められる特別支配関係は90%を必要とするが、産活法及びこれに続く産業競争力強化法では3分の2で足りるため、現在も会社法に対する特例が産業競争力強化法第32条として存続している。

さらに、2010年6月に産業組織課は「今後の企業法制の在り方について」（注14）との報告書を発表する。これは同時期に法務大臣から法制審に対して行われた会社法制の見直しに関する諮問では「企業統治のあり方」と「親子会社に関する規律の見直し」という二つの切り口からとらえているのに対し、第三の見直しの切り口として「企業の組織再編・M&Aの支援を掲げ」（注15）ることにより、「産業構造ビジョン2010」（注16）を基礎とする経産省意見を提出して組織再編法制を再度推進することにあつた。その提言内容には「自社株対価TOBの利用促進」「スクイーズアウト・セルアウト制度の創設」等の項目が挙がる。

さて完全子会社の実現には、(a)公開買付けによる3分の2以上の支配権取得、(b)残存株主へのキャッシュアウト、という二段階による処理が必要になる。この点、(a)において対価として現金又は自社株を認める上での手続上の煩雑さ解消が（問題点①）、また、(b)においては全部取得条項付種類株式制度を用いる上での手続上の煩雑さの解消（問題点②）、及びキャッシュアウトさせられる少数株主への保護（問題点③）が問題となる。この問題構造に対応して、その後の組織再編法制に関する政策議論は進展していくことになる。

2011年に成立した改正産活法では会社法で本則化されずに残された特例措置に加え、新たに自社株対価TOB利用促進するための特例措置（上記問題点①を解消する措置）とスクイーズアウト円滑化の特例措置（上記問題点②を解消する措置）が設けられた。なお、この点も産業競争力強化法第34条・第35条と現在も特例措置は存続する。

まず、自社株対価TOBに関する特例措置の効果としての、「検査役調査を省略すること」及び「子会社による親会社株式取得禁止規制の適用除外」については、2003年10月に経団連が「会社法改正への提言」で求めた中で2006年の会社法における法制化から漏れたテーマであり、組織再編法制に関する政策の継続性・連続性が窺われる。

また、スクイーズアウト円滑化の特例は、90%の特別支配関係を前提に、キャッシュアウトされる株主に第一段階の公開買付け（前頁の(a)）と同額相当の対価を交付することを条件に、第二段階のキャッシュアウト（前頁の(b)）において対象会社の株主総会特別決議の

省略を認めた。この 90%という特別支配関係の要件に略式組織再編法制からの思考の連続性が認められ、また、強圧的二段階買収の危険に対する手当てを施すことによってスクイーズアウト制度の許容性を論証する態度は次の問題点③における法制審における政策議論に引き継がれる。

すなわち、2012年9月に法制審は「会社法制の見直しに関する要綱」(注17)を発表したが、キャッシュアウトに関する制度として「特別支配株主の株式等売渡請求」と「全部取得条項付種類株式の取得」等が取り上げられた。特別支配株主の株式等売渡請求は、90%以上という特別支配関係を基礎に対象会社の株主総会決議を省略した点で産活法上のスクイーズアウト円滑化の特例の考え方の延長上にある制度といえよう。また、全部取得条項付種類株式の取得は現行制度に事前開示手続といった少数株主保護の制度を付加する内容である。(その後、この要綱を受けた会社法改正案が2013年11月29日に閣議決定され、以上のキャッシュアウト制度の行方は今後の国会審議に委ねられた。)

いずれも完全子会社化という大枠の中でキャッシュアウトさせられる少数株主を保護する点で前掲の問題点③を解消する提案だったが、行き過ぎた規制緩和を押し戻して利害関係者間の調整を法制審が図ろうとしたものと思われる。すなわち、ビジネス・インフラ整備の論点提起という経産省先導の姿と、利害関係者間の調整としての監視役たる法制審という姿が見え、経産省先導型立法チャンネルにおける両者の協働関係が現在も窺われる。

以上、ここでは会社法制定後の展開を見て来た。すなわち「企業法制の在り方について」といった報告書で提言して、その後に産活法で産業立法化して経済界のニーズを探っていく、という点で経産省先導型立法チャンネルの残像が認められた。

4. 経産省先導型立法チャンネルの性格

以下、法制審集約型立法チャンネルとの比較によって、経産省先導型立法チャンネルの性格を検討する。その分析枠組みだが、明治期から1999年までの商法改正史における株主の監視監督機能と経営陣の持つオートノミーのバランスを描いた先行研究として、Shishido, Zenichi, *Reform in Japanese Corporate Law and Corporate Governance: Current Change in Historical Perspective*, 49 AM. J. CORP. L. 653 (2001) がある。これは、政策形成アプローチの方法として「今まで法改正がなされた中で、practiceを変更するために広い視点から立法府に主導されていた」ものを“policy push”と呼び、「既存の法システムの中ではなし得ないpracticeを実現すべく、経済界主導でなされた法改正」を“demand pull”と呼んで、商法改正の性格を分析したものである。

そしてShishido (2001) は、“demand pull”の特徴として、1990年代の頻度の高い商法改正において経済界からの圧力を受けた点とコーポレート・ガバナンスのpracticeに迅速かつ直接的な影響をもたらした点を挙げる。これに対し、“policy push”がコーポレート・ガバナンスのpracticeに影響を与えた改正は、1993年の株主代表制度の手数料緩和が例外的であったものの、太平洋戦争中の戦時特別立法並びに(株式持合制限及び持株会社禁止といった独占

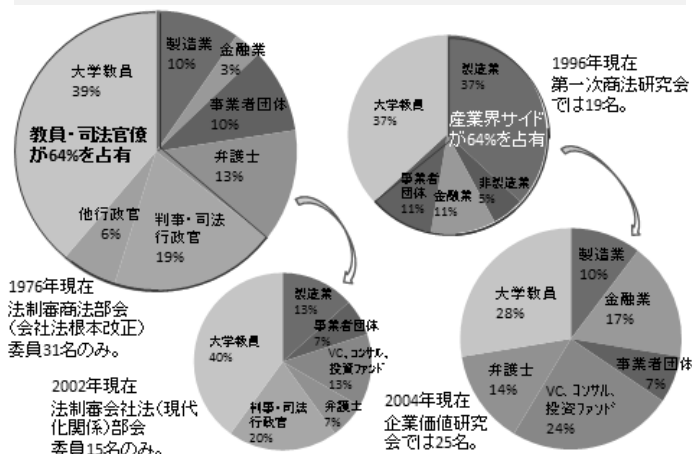
禁止法や労働組合法といった) GHQ 占領時代の規制が中心であり、その他の多くの少数株主権強化や監査役制度強化に関する改正では practice にほとんど影響をもたらさなかったと指摘する。

つまり、Shishido (2001) はコーポレート・ガバナンス分野中心に、1999 年までの商法改正における立法形成プロセスの性格を明らかにした。では、1999 年以降の組織再編分野における立法形成プロセス、特に政策形成プロセスの性格はどのようなものだったのか。本稿はこの点を中心に、以下検討していく。

(1) 意見集約・政策形成のプロセス

経産省先導型立法チャンネルにおいては、商法研究会といった産業政策局長の私的な研究会は、学界関係者を座長に経団連をはじめとした事業会社中心の実務担当者で構成されていた ([図2])。そして議論に先立ち、上場企業中心にアンケート調査を実施して結果をもとに研究会で議論がなされた点や、「商法改正への提言」や「会社法改正への提言」等、経団連中心に当時の経済界からの要望に基づき、

[図2] 構成比 (法制審部会と経産省研究会の比較)



政府が経済界の要望を含む大綱を定めた上で、各論として経産省内で検討されたことを考えると“demand pull”アプローチであったと評価できるであろう。ただ、そもそも議論の出発点として産業組織政策を担当する原課、主に産業組織課や産業再生課等といった政策に関係する課が中心に次年度の新規施策のテーマを設定していたことを考えると、実は「何を話し合うか」という点で産業政策局が“policy push”で産業組織政策を進めており、その結果としての研究会報告書の公表である可能性もある。

これに対し、根本改正年間における法制審集約型立法チャンネルでは、法務大臣からの諮問事項が商法部会での検討テーマであり、また学界関係者や法律実務家といった法的専門知識を有するメンバーを中心に構成されていた。そして (少数者保護という意味で) 利益集団間の調整を中心に法制の整合をとって最低限の修正に努めてきたスタンスや、当時の会社法観として公正で無色透明な規制ルールであったことを考えると、学界中心にあるべき法の姿を追求し、その結果として現れた商法改正だったといえる。経済界を起点にした政治介入が全くなかったわけではないと思うが、構造的に学界・法曹界が法案を作成して立法化した極めて“policy push”アプローチだったといえる。また、意見集約として意見照会

制度が挙げられるが、一定の政策形成がなされた後の意見提出の機会に過ぎず、経産省先導型立法チャンネルでの研究会におけるアンケート調査のように議論に先立っての意見提出ではなかった（〔図3〕）。この点を考えると、法制審集約型立法チャンネルは“policy push”の色彩が濃い。

(2) 立法化・本則化のプロセス

経産省先導型立法チャンネルでは、産活法といった経産省所管の産業立法によって、形成された政策を立法化し、経済界のニーズを一定程度検証しながら、その後の本則化の議論につなげる、という仕組みがある。そもそも1970年代の特安法・産構法の時代には通産大臣が構造不況に陥った特定産業に対する再建計画を作成し、この特定産業に業界再編等を指示する、という強い“policy push”の性格を持っていたのが産業立法だった。その後、外圧等の諸要因から産業立法は許可制へ変容していき、1999年に産活法が制定された頃には産業立法は利用する申請事業者の活用実績によって経済界のニーズを図ることのできるツールになっていた、といえる。すなわち、産活法はユーザーである経済界へのサーベイとして機能した点で“demand pull”アプローチであるといえる。また、官民交流の場として内閣レベルでは産業競争力会議、経産省内では産構審等、経済界との意見交換の場に恵まれており、規制緩和の具体化である組織再編法制の立法化を官民共同で提言する背景があった。立法をめぐる社会環境も“demand pull”な環境にあったといえよう。

これに対し、根本改正年間における法制審集約型立法チャンネルのもとにおいて、立法は政策の実現ではなく法制間の不整合を整備することにあつて、法制審商法部会での議論が熟す度に当時の政治状況をにらみながら立法化するものだった。無色透明で中立な法整備であったため、経済界という一方の利害関係者の利益実現を目指すような法改正の発想はない。したがって、立法段階においても“demand pull”でないという意味で、“policy push”な立法環境にあったと評価しうるであろう。

(3) 継続・連続的な政策形成のプロセス

経産省先導型立法チャンネルでは、産業政策局という原局が産業競争力強化政策を所管して政策内容によって各課に担当を振り分けて毎年度施策を立案して来た。一部署が継続的に政策形成に関与するため、ビジネス・インフラ整備という目的に向かって一貫した産業競争力強化政策をとることができる、といえる。例えば、完全子会社化法制整備にめぐる議論も1996年の第一次商法研究会から出発し、2010年の「企業法制の在り方について」に

〔図3〕 アンケート（意見照会やパブリック・コメントとの比較）

	経産省研究会アンケート（1994年実施）	パブリックコメント（2011年実施）	意見照会（1975年実施）
実施時期	事前	事後	事後
実施元	(財)日本総研（経産省の委託）	民事局参事官室	民事局参事官室
対象者	東証一部上場企業 1232全社発送、 有効回答数247票。	広く国民全般（行政 手続法に基づかない 任意募集）。	関係各界の特定団 体 57団体回答。
発表方法	討議後の研究報告で統計処理をしてアンケート結果を発表。	e-Gov等に回答文面を掲載、統計処理をしない。	商事法務に回答文面をそのまま掲載して統計処理をしない。

至るまで議論は発展、深化し、企業がとりうるメニューが多様化していったことを鑑みると、政策形成の継続性や一貫性を感じさせる。一国における統一的な産業競争力強化政策を推進する上で一部署が政策形成を担う重要性を再認識するとともに、結局、経産省が継続的で統一的な政策形成を経済界に促す点で実は“policy push”アプローチだったのではないか、とも思えてくる。

(4) 組織再編分野における政策形成プロセス

以上から、意見集約や政策立案、研究会を中心とした審議討論段階では“demand pull”が中心に用いられて、経済界からの要望を中心に法改正に反映されており、法制審の部会を中心に政策形成が行われた根本改正年間の状況と異なっていたことが分かった。

また、practice にほとんど影響を与えることがなかったという先行研究の評価があるものの、根本改正年間までの商法改正作業がほとんど法制審の部会中心になされたという積み重なった事実から、コーポレート・ガバナンス分野における（監査役制度の強化等といった）適正な会社経営の確保という「法規制」（本稿で「法規制」とは、従来存在した法規範に対して新たに規制強化又は規制緩和する方向で修正する規範定立のことをいう。）に対しては少なくとも法制審中心の政策形成が相応しかったことを示唆する。確かに、事実上、実務慣行に影響を与えた経団連や全株懇がポリシーメーカーとなってしまっただけでは規制対象者である経営者によるお手盛り立法になりかねないだろう。つまり、法規制に関する政策形成の場面では“policy push”が未だに機能しうることを意味する。

これに対して組織再編分野では、そもそも 1999 年の株式交換・株式移転をはじめとした一連の商法改正が行われる以前、合併や営業譲渡といったベーシックな類型しか存在せず、現在から振り返るとそもそも日本の法制度環境は未整備で空白域だった。バブル景気が崩壊した平成年間において、日本を法人設立国とする企業がグローバル経済の中で他に伍するビジネスを展開しうる環境として、どのような法整備が必要か。つまり、本稿 2 頁で掲げた「我が国企業の活動を律する中心的な法律として、我が国の経済活動の極めて重要なインフラの一部」という会社法観の下で、「法規制」ではなく「法創造」（本稿で「法創造」とは、今まで法規範が存在しなかった対象に対して新たに法規範を創造する規範定立のことをいう。）が、組織再編分野における政策形成の主題だったわけである。

この点はもはや法の適正化を中心に議論を行ってきた法制審部会よりも、ビジネスそのものを行うプレイヤーである企業自身、経済界が知恵を出すに相応しい場面であろう。つまり、法創造分野の政策形成では“demand pull”手法が一国のビジネス・インフラを整備するのに実効的である。

なお、法創造分野であった組織再編法制も多数株主の利益に配慮した法整備を行えば、必然的に少数株主の利益に配慮する必要も生じる。例えば、本稿では 10 頁以下で「完全子会社化の手法としての略式組織再編及びキャッシュアウト」をとりあげた。これは完全子会社法制が当初、経産省先導型立法チャネルの政策形成プロセスに乗って、多数株主であ

る買収者側の便宜に供する形で略式組織再編、スクイーズアウト法制が出来上がっていく経緯を示した。ただ同時に、その後の「会社法制の見直しに関する要綱」において法制審が事前開示手続や差止請求といった、少数株主の利益保護制度を盛り込み、行き過ぎた規制緩和を押し戻して利害関係者間の調整を法制審が図ろうとした姿も明らかになった。

つまり、組織再編分野の法制度に限定しても、必ずしも法創造における“demand pull”としての経産省先導型立法チャンネルのみで完成するわけではなく、その後の少数者保護に配慮した“policy push”としての法制審集約型立法チャンネルも補完的に機能して、あたかも振り子構造の中でバランスがとれていくのである。

以上から、法改正として政策形成をする主題が「法規制」か「法創造」かで相応しい立法チャンネルの異なることが明らかになった。効果的に practice に影響を与えて日本の会社法制度を前進させるには、このことを踏まえて意識的に政策形成プロセスを使い分けることが重要であろう。

また“demand pull”をとる場合、本則化ツールとしての産業特別立法によるトライアルという手法は、その有効性に対するさらなる検証の必要は残ったものの、ユーザーである経済界へのサーベイとして一定程度機能しうる存在である。

なお、最後に商法改正における四度の議員立法について付言する。本稿末尾表3の「成立年」における1997(平9)①・2001(平13)①・2003(平15)はファイナンス分野の規制緩和だったが、いずれも改正内容そのものの素案は既に法務省民事局の手もとにあったものの(本稿図1下段の法案作成段階)、多くの企業の定時株主総会等の時期的制約から緊急立法が必要と説明された事案だった。例外的に2001(平13)③のみ、監査役制度に関して自民党主導で政策立案段階から検討が行われたが、これは2000年9月に法務省民事局が「今後の商法改正について」で株主代表訴訟に加えて監査役制度について法制審の部会で扱わないことを示唆したからこそ、その後の政治主導による政策形成が行われたものである。

つまり、今までの商法改正における議員立法の機能は主に「来年の通常国会にかけていたのでは間に合わない」という時期的要請が働く場面で機動的に立法措置を図ることにあり、政策形成そのものにはなかったものと考えられる。

5. おわりに

本稿ではまず、経産省先導型立法チャンネル生起の背景を探った。ビジネス・インフラとの会社法観への転換と、従来の産業組織政策が組織再編法制につながる様や経産省が会社法の施策立案を課題としていく経緯を明らかにした。

次に、経産省先導型立法チャンネルの実像を検証すべく、簡易合併や検査役調査の緩和の立法経緯、簡易組織再編の認定実績の実態、完全子会社法制の政策形成の経緯をたどった。そこで現れたのは、経産省内の私的研究会にて意見集約・政策提言をして立法議論を促す

プロセスと、その提言された政策を具体化すべく産活法といった特別立法を利用して経済界というユーザーに「お試し」してもらい、本則化につなげるプロセスだった。

最後に、経産省先導型立法チャネルの性格を明らかにすることを試みた。意見集約や立法化の観点で概ね“demand pull”アプローチであると評価できるものの、統一的な産業競争力強化政策の推進という性格上“policy push”な側面も窺えた。

以上が、本稿で明らかにした経産省先導型立法チャネルの全体像である。

ただ、それは法制審集約型立法チャネルが陳腐化したことを意味するわけではない。

本稿は同時に、法改正として政策形成をする主題が法規制か法創造かで相応しい立法チャネルが異なることを明らかにした上で、効果的に practice に影響を与えて日本の会社法制度を前進させるには、意識的に政策形成プロセスを使い分けることが重要であることを指摘したい。

そして意識的な政策形成プロセスの使い分けや産業特別立法によるトライアルといった工夫を行うことで円滑で機動的な法環境の整備が行えるようになるには、そもそも法改正の議論を行うにあたり、実体的な法改正内容そのものに注目するだけでなく、政策形成や立法・本則化のプロセスに留意すべきなのである。

さて、法制審での経緯（〔表 3〕）を中心に検討される会社法制史の先行研究が多いなか、産業競争力強化政策から説明するとどうなるのか。そんな問題意識のもとに本稿は出発したが、円滑で機動性が要求される今後の法整備におけるプロセス重視の必要性に帰着した。本稿が今後の会社法の政策形成に僅かにも資することを祈っている。

〔表 3〕 商法の主な改正内容と法務省における改正議論

成立年	商法の改正内容	法務省での主な改正議論
1899	現行商法成立（1899年6月施行）	1911年改正において、その後の法務省の謙抑的な改訂方針が策定（根本改正期まで維持）。 1974年改正時に参議院法務委員会でコーポレート・ガバナンス全面見直しの附帯決議がなされ、法制審商法部会が株式会社法を根本的に改正する方針のもとに審議再開する。 1975年に法務省民事局参事官室から「会社法改正に関する問題点」が公表。 法制審商法部会中心の根本改正作業 2000年改正にて根本改正作業が終了する。 （2000年の審議会改革のな
1911	取締役・監査役に対する責任強化	
1938	有限会社法成立	
1948	株金分割払込制を廃止し、全額払込制へ移行	
1950	授權株式・取締役会制度導入、株主権強化(株主代表訴訟提起権、違法行為差止請求権等)	
1955	新株引受権、株主名簿の閉鎖等の規定整備	
1962	損益法に合わせた計算規定の改正	
1966	転換社債の転換請求、株式の譲渡制限、議決権の不統一行使、新株発行手続、新株引受権の譲渡、株式の譲渡方式、株券不所持制度、額面株式と無額面株式の相互転換	
1974	業務の会計監査への拡大、報酬決定や任期伸長等の監査役制度強化、商法特例法成立	
1981	5万円への株式単位の引上げ強制、監査役の常勤・複数制度等強化、商法特例法適用範囲拡大、株主議案提案権・取締役説明義務、利益供与禁止、新株引受権付社債の導入等	
1990	最低資本金（株式会社1000万円／有限会社300万円）導入、検査役調査の特例等設立手続の簡素化等	
1993	帳簿閲覧要件緩和、株主代表制度の手数料緩和、監査役会制度導入、担保付社債信託法成立	
1994	持株会を認める自己株式取得規制の一部緩和等	
1997①	ストック・オプションの導入等（6月施行）、株式消却特例法成立	
1997②	簡易合併等、合併手続の簡素化（10月施行）	

1997③	利益供与罪の厳罰化、利益要求罪新設（12月施行）	か、部会が非常設化する） 2000年に法務省民事局から「今後の商法改正について」が発表、2001年に会社法制の大幅な見直しについての中間試案を公表。 2002年から法制審会会社法（現代化関係）が開始。翌2003年に「会社法制の現代化に関する要綱試案」公表。 2010(平 22)年から会社法制の見直し議論開始、2012(平 24)年に要綱公表、2013(平 25)年に閣議決定。
1999	株式交換・株式移転の導入	
2000	会社分割、簡易営業譲受けの導入	
2001①	金庫株解禁、額面株式廃止・単元株制度創設、利益準備金積立限度額変更等（10月施行）	
2001②	新株予約権の創設、譲渡制限会社における特例等、株主総会書類等の電子化（翌2002年4月施行）	
2001③	監査役が取締役会出席権限・辞任時の意見陳述権等の監査役制度強化、会社の被告取締役への補助参加等（翌2002年5月施行）	
2002	委員会等設置会社・重要財産委員会制度、総株主同意による総会開催省略等の総会手続の簡素化、総会の特別決議の定足数を1/3に緩和、種類株主による取締役の選解任制度、株券失効制度、連結計算書類制度、現物出資等の財産価格の証明制度、等の導入	
2003	取締役会決議による自己株式取得、中間配当限度額の見直し	
2004	株券不発行・電子公告制度の導入	
2005	現行会社法成立（2006(平 18)年5月1日施行）	
—	—	

(脚注)

- (注 1) http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/kaisyahou.html
- (注 2) 神田秀樹『会社法入門』（岩波書店、2006年）32頁。
- (注 3) 山田泰弘「ステイク・ホルダーと会社法」中東正文＝松井秀征編『会社法の選択—新しい社会の会社法を求めて』（商事法務、2010年）39頁。
- (注 4) 中東正文「要望の顕現—組織再編」中東＝松井・前掲注(3) 294頁。
- (注 5) 稲葉威雄『会社法の解明』（中央経済社、2010年）12頁。
- (注 6) 稲葉威雄「序章 現代化立法としての会社法の位置づけ」稲葉威雄＝尾崎安央編『改正史から読み解く会社法の論点』（中央経済社、2008年）11頁。
- (注 7) 経済産業省経済産業政策局産業組織課編『21世紀の企業経営のための会社法制の整備—産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会企業法制分科会報告書—』（商事法務、2001年）5、21頁。
- (注 8) 神田秀樹「会社法改正の国際的背景」商事法務 1574号（2000年）11頁、神田・前掲注(2)204頁。
- (注 9) 法務省設置法4条1項1号、経済産業省設置法4条1項3号8号60号。
- (注 10) 岡崎哲二編『通商産業政策史 1980—2000 第3巻 産業政策』（経済産業調査会、2012年）211頁。
- (注 11) 通商産業省産業政策局産業組織課編『会社合併・分割の現状と課題』別冊商事法務 187号（商事法務、1996年）見開き頁。
- (注 12) 郡谷大輔「会社法雑和—制度を納得、実務のヒントに（第3回）産活法の特例と商法・会社法への影響」週刊 T&A master 409号4頁（ロータス 21、2011年）を基礎にした。尚、下線部分は、その後商法・会社法に本則化されたことを意味する。

(注 13) http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/nintei/past_result.html

(注 14) <http://www.meti.go.jp/press/20100623008/20100623008-3.pdf>

(注 15) 那須野太「経済産業省意見『今後の企業法制の在り方について』」商事法務 1906 号 (2010 年) 42 頁。

(注 16) <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004660/index.html> サイト中にある PDF、「IV-3. 収益力を高める産業再編・新陳代謝の活性化」223 頁に記載がある。

(注 17) <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500016.html>